

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年3月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500557号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500122号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和5年2月1日から同年1月8日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

令和5年1月8日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年1月8日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和5年1月8日から同年2月1日まで

令和5年1月8日にA社に入社したが、年金記録では同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年2月1日となっており、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がない。

しかし、請求期間には、給料から当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたので、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和5年1月8日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主の回答及び陳述並びに請求者から提出された給料支払明細書から判断すると、請求者は請求期間において、同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により認められる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得年月日を令和5年2月1日とする届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500535号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2500024号

第1 結論

昭和45年2月及び同年3月の請求期間、同年7月から昭和46年3月までの請求期間、同年7月から昭和52年12月までの請求期間、昭和53年7月から同年9月までの請求期間並びに昭和54年1月から昭和55年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年2月及び同年3月
② 昭和45年7月から昭和46年3月まで
③ 昭和46年7月から昭和52年12月まで
④ 昭和53年7月から同年9月まで
⑤ 昭和54年1月から昭和55年1月まで

請求期間①、②、③、④及び⑤に係る国民年金保険料について、はっきりした時期は不明だが、昭和53年頃に、A市役所において、自身でまとめて一度に納付したにもかかわらず、当該各期間が国民年金保険料の未納期間とされており納付できない。調査の上、請求期間①、②、③、④及び⑤に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、はっきりした時期は不明だが、昭和53年頃に、請求期間①、②、③、④及び⑤に係る国民年金保険料を、納付書によらず現金のみで一括納付した旨主張している。

しかしながら、請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和51年5月20日付けで、請求者が請求期間①、②、③、④及び⑤に係る国民年金保険料を一括納付した際に居住していたとする住所地へ転居した旨の記載が確認できるところ、請求者が当該各期間に係る国民年金保険料を一括納付したとする時期を、昭和51年5月から昭和53年6月(第3回特例納付制度の開始月の前月)までの期間中とした場合、少なくとも請求期間①、②及び③の一部の期間に係る国民年金保険料については、国民年金法の時効の規定により、当該納付時期において納付することはできない。

また、請求者が請求期間①、②、③、④及び⑤に係る国民年金保険料を一括納付したとする時期を、第3回特例納付制度の実施期間である昭和53年7月から昭和55年6月までの期間中とした場合、請求期間①、②及び③の一部の期間に係る国民年金保険料を納付するには、特例納付制度を利用して納付することとなるが、特例納付が行われた場合には、国民年金被保険者台帳にその納付内容が記録されることになるところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳において、当該各期間に係る国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。

さらに、請求者は、一括納付したとする国民年金保険料額について、30万円前後であり、当該額は請求期間①、②、③、④及び⑤に係る国民年金保険料の合計額であった旨主張しているが、明確な納付時期はわからない旨陳述しているところ、請求者が遡って保険料を納付したとする期間や金額等の内訳は不明である。

加えて、特例納付及び過年度納付に係る国民年金保険料は、国庫金の納付書により納付することとされているところ、当該取扱いは、請求期間①、②、③、④及び⑤に係る国民年金保険料について、納付書によらず現金のみで一括納付したとする請求者の主張と一致しない。

また、請求期間④及び⑤については、A市が作成した昭和53年分及び昭和54年分の収滞納リストにおいて、請求者の請求期間④及び⑤に係る国民年金保険料が納付されたことを確認できる記載は見当たらない一方、当該記録状況は、前述の国民年金被保険者台帳の記載及びオンライン記録と符合しており、当該各期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認することはできない。

このほか、請求者が、請求期間①、②、③、④及び⑤に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者の当該各期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、③、④及び⑤に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500600号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500121号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年12月

日本年金機構からの案内により、請求期間①及び②について、A社における厚生年金保険の賞与の記録がないことが分かった。

明細書等の資料は残っていないが、A社においては、請求期間①及び②に賞与が支給されていたと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、同法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、各請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかし、B社は、請求者の請求期間①及び②における賞与支払及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管しておらず、不明である旨回答している。

また、請求者の請求期間①及び②における住所地であるC市は、当該各期間に係る給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料について、保存期間経過により保管していない旨回答しており、請求者の当該各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について推認することができない。

さらに、請求者がA社における賞与の振込先であったとする金融機関の担当者は、普通預金の取引履歴を遡って確認できる期間について、10年間と陳述しており、請求者の請求期間①及び②に係る賞与額について推認することができない。

このほか、請求者から請求期間①及び②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる資料等の提出はなく、請求者の当該各期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。